

参考資料

白岡市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(交付額) 第3条 政務活動費は、各月1日（以下、「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額 <u>2万円</u> を乗じて得た額を交付する。	(交付額) 第3条 政務活動費は、各月1日（以下、「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額 <u>1万円</u> を乗じて得た額を交付する。